

改正 平成 20 年 11 月 27 日新人委第 655 号

改正 平成 28 年 3 月 30 日新人委第 675 号の 2

新人委第 1 4 号  
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会  
委員長 丸山 正

#### 初任給調整手当の運用について

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 31 号。以下「規則」という。)の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

#### 記

#### 第 9 条関係

「人事委員会の定めるところ」とは、当該職員に対して改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとして初任給調整手当を支給されることとなる日から初任給調整手当を支給されていたものとした場合に改正の日以降においてなお支給されることとなる支給期間及び支給額とする。

#### その他の事項

- 1 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書を作成し、次の事項を記入の上、保管するものとする。
  - (1) 職員の氏名、職名、俸給表、職務の級及び試験の種類
  - (2) 学歴(学部、学科等を含む。)及び卒業又は修了等年月日、免許の種類及び取得年月日並びに採用の日
  - (3) 支給期間及び支給額
  - (4) 支給されなくなった事由
  - (5) 第 7 条の規定の適用を受ける職員については、既に初任給調整手当が支給されて

いた期間及び額

- (6) 休職又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第 34 号）第 2 条第 1 項若しくは新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年新潟市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣によって支給されなかった期間
- 2 この通達により難い事情があり、その取扱いについて別の定めを行う必要があると認めるとき又は規則及びこの通達の解釈について疑義が生じたときは、そのつど人事委員会と協議するものとする。